

区分：統報

号機	4号機	
件名	タービン内部の点検状況について	
不適合の概要	<p>当所 4号機低圧タービン（B）については、平成 20 年 6 月 19 日から車室（タービンのカバー）を開放してタービン内部の点検を実施しています。</p> <p>点検の結果、6 月 27 日に動翼の先端部（シュラウド部^{*1}第 9 段から第 11 段）、湿分分離翼^{*2}（第 12 段から第 14 段発電機側）、および動翼の付け根部（第 9 段発電機側）に静翼と接触したと考えられる摩耗（最大約 3 mm）が確認されました。また、静翼についても動翼と接触したと考えられる摩耗（最大約 2 mm）が確認されました。</p> <p>今回確認された動翼および静翼の接触箇所は、先行して点検した低圧タービン（A）とほぼ同じ箇所で確認されており、摩耗も同程度の大きさです。</p> <p>* 1 シュラウド部 蒸気による発電効率を上げるために、タービンの動翼を最外周にあたる先端部分で覆い固定しているもの。</p> <p>* 2 湿分分離翼 タービンの動翼・静翼は左右対称に構成されており、4号機の場合、低圧タービンは第 9 段から第 17 段（高圧タービンは第 1 段から第 8 段）まであり、そのうち動翼の第 12～16 段は湿分分離翼である。 湿分分離翼は、主タービンを駆動する蒸気が各段落を通過するごとに圧力および温度の低下によって増加する湿分を、動翼蒸気入口側に刻まれた溝から遠心力を利用し排出するための翼である。このため、シュラウドより蒸気入口側に突出している。</p>	
安全上の重要度 / 損傷の程度	<p>< 安全上の重要度 ></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p>< 損傷の程度 ></p> <p>法令報告 法令報告不要 調査・検討中</p>
対応状況	<p>今後、動翼および静翼の接触箇所の補修等を検討します。また、低圧タービン（C）についても点検を実施します。</p> <p>なお、他の号機を含め、今後も同様な摩耗を確認した場合は、週報時にとりまとめてお知らせします。</p>	

